

バリデーション審査結果等の概要

平成 22 年 2 月 5 日
気候変動対策認証センター

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	高知県仁淀川町池川木材工業有限会社における間伐材由来木質バイオマス残渣の熱利用事業						
申請受理日	2009年10月29日						
プロジェクト代表事業者	GWC合同会社						
プロジェクト事業者	池川木材工業有限会社						
プロジェクト参加者	なし						
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者	GWC合同会社						
プロジェクト概要	本プロジェクトの目的は、製造工程における木材乾燥に用いる乾燥機を、A重油燃料のものから、木質バイオマス（樹皮）燃料のものへと転換することにより、CO2削減を実施することである。池川木材工業有限会社石神第三工場では、製材工程での木材乾燥において、A重油焚き乾燥機を使用していた。本プロジェクトでは、新たに石神第三工場近隣の見ノ越第二工場において木質バイオマスボイラーを導入し、A重油焚き乾燥機の代替とした（つまり、乾燥工程を石神第三工場から見ノ越第二工場に移したのである）。新たに導入した木質バイオマスボイラーでは、石神第三工場における製材工程で発生し、従来は焼却および廃棄処分されていた樹皮（バーク）を燃料として有効活用している。						
プロジェクト期間	2006年8月1日～2014年7月1日						
クレジット期間	2008年4月1日～2013年3月31日						
想定削減量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	620	620	620	620	620	3,100
ポジティブリスト	No. E. 001						
方法論	JEAM001（化石燃料から未利用の木質バイオマスへのボイラー燃料代替）						
プロジェクト名	長野県木質ペレットストーブの使用によるJ-VERプロジェクト						

(2) 審査結果

審査内容	バリデーションチームの審査結果
プロジェクト情報 (A・B)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件 (C)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトの申請書における方法論 JEAM001 の適用は実施規則及びポジテ

	<p>イブリストNo.E001に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。現地における実査を踏まえていないため、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおける排出量算定は、方法論 JEAM001 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。なお、現地における実査を踏まえていないものの、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおけるモニタリング計画は、方法論 JEAM001 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。現地における実査を踏まえていないものの、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲によって、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>その他の論点</p>	<p>現地における実査を踏まえていないものの、申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行い、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況、環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施状況を確認した結果、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、当プロジェクトの申請書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>認証運営委員会への推奨</p>	<p>オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則に基づいて実施された当バリデーシヨンの範囲で、バリデーシヨンプロセス及び手順を進めた結果、本プロジェクトは、ポジティブリスト No. 001 の適格性基準を満たし、方法論 JAM001 に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認された。</p> <p>現地における実査を踏まえていないものの、デスクレビュー及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。</p>
<p>審査内容</p>	<p>バリデーシヨンチームの審査結果</p>
<p>プロジェクト情報（A・B）</p>	<p>申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>適格性要件（C）</p>	<p>申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトの申請書における方法論 JEAM001 の適用は実施規則及びポジティブリストNo.E001に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。現地における実査を踏まえていないため、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>

<p>排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおける排出量算定は、方法論 JEAM001 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。なお、現地における実査を踏まえていないものの、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおけるモニタリング計画は、方法論 JEAM001 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。現地における実査を踏まえていないものの、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲によって、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>その他の論点</p>	<p>現地における実査を踏まえていないものの、申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行い、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況、環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施状況を確認した結果、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、当プロジェクトの申請書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>認証運営委員会への推奨</p>	<p>オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則に基づいて実施された当バリデーシヨンの範囲で、バリデーシヨンプロセス及び手順を進めた結果、本プロジェクトは、ポジティブリスト No. 001 の適格性基準を満たし、方法論 JAM001 に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認された。</p> <p>現地における実査を踏まえていないものの、デスクレビュー及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。</p>

(3) パブリックコメントの概要

該当箇所	ご意見
	意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。

(4) 認証運営委員会の結果

平成 21 年度 第 10 回オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（平成 22 年 2 月 5 日）においてプロジェクト登録が承認された。